

障 害 福 祉 課

事業概要

【障害施策の動向】

平成18年度に施行された障害者自立支援法は、平成21年9月の連立政権合意において、これを廃止することとし、「制度の谷間」がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を遅くとも平成25年8月までにつくることとした。

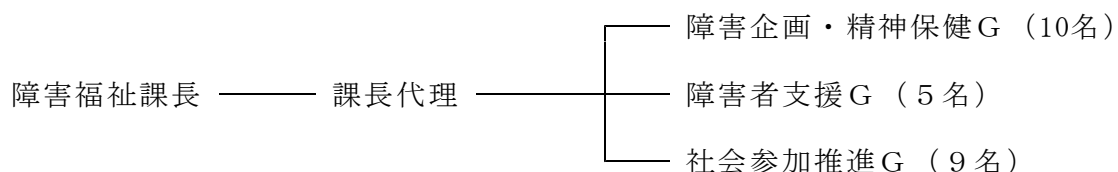
平成21年12月、内閣総理大臣を本部長に、閣僚で構成される「障がい者制度改革推進本部」を設置し、平成22年1月には、学識経験者や関係者が参加する「障がい者制度改革推進会議」を発足し、障害者制度の改革を進めている。

障害者自立支援法に代わる新たな「障害者総合福祉法案（仮称）」は、推進会議の総合福祉部会において、「障害の範囲」、「サービスの体系」などのテーマ毎に検討が行われており、平成23年8月には新法の骨格が提言される予定であり、平成24年の通常国会に法案を提出し、平成25年8月までの施行を目指すこととしている。

また、平成22年12月10日には、障害者制度を見直すまでの障害者の地域生活支援のため、障害者自立支援法等の内容を一部改正した「障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布された。

第1節 機構図及び職種別職員数と出先機関等

1 機構図及び職種別職員数



第1表 職種別職員数(H23.4.1現在)

	総括課長級	課長級	課長補佐級	班長級	主査級	一般職員	非常勤事務員	手話通訳者	支援専門員 こころの健康	レセプト点検員	合計
課長	1										1
課長代理		1									1
障害企画・精神保健G			1	3	3		1		1	1	10
障害者支援G			2		2	1					5
社会参加推進G			1	3	3	1		1			9
合計	1	1	4	6	8	2	1	1	1	1	26

2 出先機関

(1) 青森県障害者相談センター

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法や戦傷病者特別援護法に関する相談等及び身体障害者手帳及び愛護(療育)手帳の交付を行っている。

第2表 障害者相談センター(旧身体障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数					
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	度区分	障害程度	その他
21	来所	6,123	4,082	2,039	2	0	0	0	0	6,123	6,121	0	0	0	6,121	4,082	2,039	0	0	0	6,121
	巡回	732	933	213	581	0	0	1	1	1,729	291	0	0	0	291	0	291	630	0	0	921
	計	6,855	5,015	2,252	583	0	0	1	1	7,852	6,412	0	0	0	6,412	4,082	2,330	630	0	0	7,042
22	来所	6,744	4,414	2,332	0	0	0	0	0	6,746	6,746	0	0	0	6,746	4,414	2,332	0	0	0	6,746
	巡回	651	919	220	491	1	0	4	3	1,638	284	0	0	0	284	0	284	632	0	0	916
	計	7,395	5,333	2,552	491	1	0	4	3	8,384	7,030	0	0	0	7,030	4,414	2,616	632	0	0	7,662

第3表 障害者相談センター(旧知的障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度	区分	実取 人員 扱 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設 入所	職親 委託	職業	医療 保健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医学的 判定	心理 学的 判定	職 能 的 判定	そ の 他 の 定	計	障 害 程 度 分	療 育 手 帳	そ の 他	計
21	来所	155	1	0	0	0	2	1	93	58	155	30	93	93	47	263	0	93	47	140
	巡回	199	9	3	0	0	0	0	187	0	199	71	190	190	0	451	0	187	3	190
	計	354	10	3	0	0	2	1	280	58	354	101	283	283	47	714	0	280	50	330
22	来所	167	6	0	1	1	1	0	91	76	176	35	91	91	60	277	0	91	60	151
	巡回	205	0	3	0	0	0	0	202	0	205	65	205	205	0	475	0	202	3	205
	計	372	6	3	1	1	1	0	293	76	381	100	296	296	60	752	0	293	63	356

(2) 青森県立精神保健福祉センター

地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所をはじめ精神保健福祉活動に関わる各機関に対し、専門的立場から技術指導及び援助を行っている。

(3) 青森県立あすなろ医療療育センター、青森県立さわらび医療療育センター

青森県立あすなろ医療療育センター(青森市)は、児童福祉法に規定されている肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設であり、青森県立さわらび医療療育センター(弘前市)は、児童福祉法に規定されている重症心身障害児施設である。

肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、入所

又は通所をさせながら治療を行うとともに、理学療法、作業療法等による機能回復訓練、日常生活指導を行っている。

重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行っている。

第4表 年度別1日平均入所児童数

区分 年度	あすなる医療療育センター				さわらび医療療育センター				はまなす医療療育センター			
	肢体不自由児		重症心身障害児		肢体不自由児		重症心身障害児		肢体不自由児		重症心身障害児	
	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
18	50	20	50	28	-	-	50	25	42	40	40	28
19	50	19	50	27	-	-	50	25	42	40	40	27
20	50	20	50	27	-	-	50	24	42	41	40	27
21	50	20	50	27	-	-	50	24	42	41	40	27
22	50	18	50	27	-	-	50	24	42	41	40	27

3 その他の施設

(1) 青森県立はまなす医療療育センター

青森県立はまなす医療療育センター(八戸市)は、児童福祉法に規定されている肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設であり、施設の運営については、日本赤十字社に指定管理委託している。

(2) 青森県視覚障害者情報センター

視覚障害者の福祉の向上を図るため、点字図書等を無料で閲覧貸出しすることを主な業務として、昭和44年に青森市矢田前に設置され、平成3年に青森市石江(青森県青森福祉庁舎)に移転改築した。

施設の運営については、社団法人青森県視力障害者福祉連合会に指定管理委託している。

第5表 視覚障害者情報センター図書貸出数(利用延べ冊数)

年度	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
18	21,039	608	717	634	765	63	19	202	141	11,750	35,938
19	25,511	398	615	525	464	122	6	435	141	12,630	40,847
20	18,346	317	515	371	369	29	31	259	69	11,347	31,653
21	17,417	246	375	263	284	38	91	183	130	9,606	28,633
22	16,387	364	287	224	204	87	73	221	74	7,245	25,166

第6表 視覚障害者情報センター図書蔵書数

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計	
点字図書	タイトル数	175	500	574	930	1,253	412	84	269	170	4,846	9,213
	冊数	710	1,390	1,928	2,451	3,476	870	257	763	727	15,698	28,270
録音図書	タイトル数	423	506	611	714	848	265	53	686	91	3,633	7,830
	冊数	964	2,302	3,657	3,557	3,759	901	185	1,437	323	24,012	41,097
CD図書	タイトル数	63	218	319	412	411	103	52	161	43	2,966	4,748
	冊数	64	218	319	412	412	103	52	161	43	2,966	4,750

(3) 青森県聴覚障害者情報センター

聴覚障害者のコミュニケーション支援による自立と社会参加の推進を図るため、字幕入りビデオテープの製作・貸出しや、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び養成を行うことを主な業務として、平成12年4月に青森市筒井に設置した。

施設の運営については、社団法人青森県ろうあ協会に指定管理委託している。

第7表 聴覚障害者情報センター字幕ビデオテープ貸出数

年度	趣味教養	記録報道	教育教材	映画ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
18	49	46	30	457	5	84	3	0	40	20	0	22	6	762
19	25	35	10	414	5	60	8	0	30	6	4	0	7	604
20	16	33	2	218	9	61	0	0	39	0	2	2	3	385
21	23	40	8	203	0	53	0	1	34	12	0	4	0	386
22	16	19	5	73	2	20	0	1	12	9	0	1	1	159

第8表 聴覚障害者情報センター字幕ビデオテープ所有数

	趣味教養	記録報道	教育教材	映画ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
本数	615	698	320	2,242	132	399	69	17	293	63	6	24	43	4,921
タイトル数	366	380	178	1,174	75	206	35	11	150	55	6	14	33	2,683

(4) 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館

身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市野尻に設置した。

施設の運営については、財団法人青森県身体障害者福祉団体連合会に指定管理委託している。

第9表 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館利用数

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
18	1,338	168	384	2,747	2,032	1,853	6,172	14,694
19	1,569	123	233	2,847	2,049	1,651	5,704	14,176
20	1,534	62	227	2,793	2,153	1,616	3,901	12,286
21	2,186	81	363	2,881	1,855	2,062	3,299	12,727
22	1,118	78	172	1,572	605	1,311	2,605	7,461

※ 平成22年度は体育館改修工事のため、利用を一部制限した。

4 予算額の概要

第10表 予算の比較

単位：千円

	平成23年度 当初予算	平成22年度 当初予算	対前年度比較	
			増減額	増減率(%)
一般会計 障害福祉課予算	16,729,271	15,684,382	1,044,889	106.7%
健康福祉部予算額	111,159,731	105,482,957	5,676,774	105.4%
健康福祉部予算額に占める 障害福祉課予算(%)	15.0%	14.8%	—	—
特別会計 肢体不自由児会計	2,142,441	2,072,840	69,601	103.4%

第2節 障害者施策の推進

1 新青森県障害者基本計画の推進

県では、障害のある人もない人も共に生きる社会環境づくりというノーマライゼーションの理念の実現に向け、平成5年3月に「障害者対策に関する新青森県長期行動計画」を策定し、障害者施策を推進してきたが、平成14年度で計画の終期を迎えたことから、平成15年度以降の本県における障害者施策の推進方向を示すため、平成15年度から10年間を計画期間とする「新青森県障害者計画」を平成15年3月に策定し、平成21年3月に、障害者自立支援法の制定等の障害者を取り巻く環境の変化を反映させ、改定した。

「新青森県障害者計画」では、「ノーマライゼーション」の理念の下、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしい自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指し、副題を「すべての人が人格と個性を尊重し支え合う共生社会をめざして」と定めている。

また、計画の基本理念の柱として、

- ① 利用者本位の視点に立った支援
- ② 障害者が安全に安心して生活できる環境の整備
- ③ 地域移行の推進
- ④ 各障害の特性を踏まえた施策の展開
- ⑤ 総合的かつ効果的な施策の推進

の5つの横断的視点を定め、さらに重点目標として、

- ① 利用者本位の相談・支援体制の整備・充実
- ② 福祉のまちづくりの推進
- ③ 心身障害児者のリハビリテーション体制の検討
- ④ 障害及び障害者に対する県民理解の促進

を掲げ、障害者施策を推進していくこととしている。

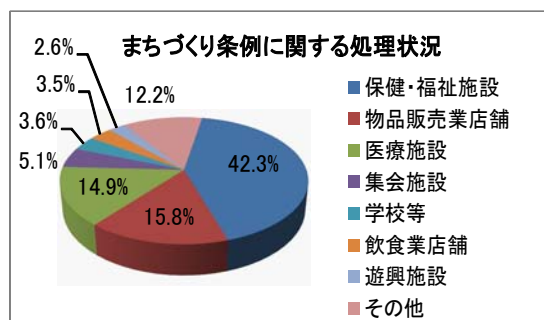
2 福祉のまちづくりの推進

本県では、建築物等のバリアフリー化を推進するため、平成10年10月に「青森県福祉のまちづくり条例」を制定し、平成11年4月から施行した。

この条例に基づく特定施設（公共的施設のうち、特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備することが必要な施設）の処理件数は、平成22年度末までの累計で、2,350件となっており、区分別に見ると保健・福祉施設が最も多く42.3%、次いで物品販売業店舗15.8%、医療施設14.9%の順となっている。

処理件数(累計)

保健・福祉施設	物品販売業店舗	医療施設	集会施設	学校等	飲食業店舗	遊興施設	その他	計
995	371	350	119	85	82	61	287	2,350
42.3%	15.8%	14.9%	5.1%	3.6%	3.5%	2.6%	12.2%	100.0%



第3節 障害者の現状と障害者を取り巻く環境の変化

1 障害者自立支援法

(1) 障害程度区分認定の実施状況等

ア 市町村審査会の設置状況

市町村審査会は、障害者自立支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うことを目的として設置している。

第11表 市町村審査会の設置状況 (平成23年3月31日現在)

圏域名	広域組織名等	審査会設置年月日	合議体数	委員数
青森地域	青森市	H18.4.1	4	20
津軽地域	津軽広域連合	H18.4.1	4	20
八戸地域	八戸市	H18.7.1	6	30
西北五地域	つがる西北五広域連合	H18.4.1	3	15
下北地域	下北圏域障害程度区分認定審査会	H18.6.30	4	20
上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H18.7.1	1	5
		合計	22	110

イ 障害程度区分の認定状況

市町村審査会における障害程度区分の審査及び判定の結果に基づき、市町村が障害程度区分の認定を行う。

第12表 障害程度区分認定者数 (平成23年3月31日現在)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
認定者数	318	1,074	1,154	762	684	820	4,812

(2) 障害者介護給付費等不服審査会

市町村が行った介護給付費等の処分に係る審査請求を審理するため、「青森県障害者介護給付費等不服審査会」を設置した。

ア 設置年月日 平成18年6月8日

イ 委員の構成

人格が高潔であって、介護給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者。

ウ これまでの裁決の状況

下記の表のとおり

第13表 障害者介護給付費等不服審査会における裁決の状況(平成23年3月31日現在)

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数			次年度繰越
		却下	認容	棄却	
3 (2)	0	0	0	0	3 (2)

※ () は障害程度区分認定に係る審査請求

(3) 障害福祉サービス事業所等の指定状況等

障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の3障害共通の仕組みでサービスが提供されており、障害福祉サービス事業所等の指定状況は次のとおりである。

第14表 障害福祉サービス等の指定事業所数（平成23年4月1日現在）

	種 別	事業所数
介護 給付	居宅介護・重度訪問介護	230
	行動援護	40
	重度障害者等包括支援	0
	療養介護	1
	生活介護	72
	児童デイサービス	38
	短期入所	86
	共同生活介護	60
	施設入所支援	30
訓練 等給 付	自立訓練	37 (うち宿泊型 4)
	就労移行支援	42
	就労継続支援	104
	共同生活援助	79
相談支援		58

※ 旧法施設支援は別掲

(4) 旧法身体障害者更生援護施設の設置状況

障害者自立支援法の施行により、旧法身体障害者更生援護施設は平成23年度末までに障害者自立支援法の障害者支援施設及び新体系サービス事業所へ移行することとなっており、平成22年度中に療護施設3か所、入所授産施設1か所が移行した。

また、福祉ホームは、平成18年10月から市町村の地域生活支援事業において実施している。

第15表 旧法身体障害者更生援護施設設置状況（各年度4月1日現在）

種別	年度							
	17	18	19	20	21	22	23	
身体障害者更生施設	2	2	2	1	1	1	1	
	10	10	10	10	10	10	10	
	100	100	100	50	50	50	50	
身体障害者療護施設	9	9	10	10	8	8	5	
	18	18	18	18	14	14	10	
	473	473	479	479	324	324	214	
身体障害者授産施設	5	5	4	4	3	2	1	
	65	65	65	65	52	37	19	
	270	270	180	180	120	80	40	
身体障害者通所授産施設	4	4	3	2	2	1	1	
	90	90	60	40	40	20	20	
	1	1	0	0	0	0	0	
身体障害者福祉工場	50	50						
	21	21	19	17	14	12	8	
	93	93	93	93	76	61	39	
計	983	983	819	749	534	474	324	

※ 上段:か所数、中段:入所施設の通所部定員、下段:定員

(5) 旧法知的障害者更生援護施設の設置状況

障害者自立支援法の施行により、旧法知的障害者更生援護施設は平成23年度末までに障害者自立支援法の障害者支援施設及び新体系サービス事業所へ移行することとなり、平成22年度中に入所更生施設13か所、通所更生施設3か所、通所授産施設6か所、通勤寮1か所、小規模通所授産施設1か所が移行した。

また、福祉ホームについては、平成18年10月から市町村の地域生活支援事業において実施している。

第16表 旧法援護施設設置状況 (各年度4月1日現在)

種別 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23
知的障害者更生施設 (入所)	35 203 2,082	35 199 2,072	34 213 1,987	34 195 1,987	33 195 1,902	30 176 1,722	17 40 952
知的障害者更生施設 (通所)	7 175	8 200	8 195	8 195	8 195	7 165	4 95
知的障害者更生施設 (分場)	1 19	1 19	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
知的障害者授産施設 (入所)	3 25 180	3 25 185	3 15 100	2 15 100	2 15 100	2 15 100	2 15 100
知的障害者授産施設 (通所)	27 662	31 765	31 770	28 690	24 575	21 505	15 365
知的障害者授産施設 (分場)	2 34	2 34	2 34	0 0	0 0	0 0	0 0
知的障害者通勤寮	2 40	2 40	2 40	2 40	2 40	1 20	0 0
小規模通所授産施設	4 76	3 57	2 38	2 38	2 38	1 19	0 0
計	81 228 3,268	85 224 3,372	82 228 3,164	76 210 3,050	71 210 2,850	62 191 2,531	38 55 1,512

※ 上段:か所数、中段:入所施設の通所部定員、下段:定員

(6) 自立支援医療（更生医療）の給付

日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障害を除去又は軽減する目的で医療の給付を実施している。

平成22年度は延べ34,106件、1,993,004千円の給付があった。

第17表 更生医療の給付延件数と更生医療負担額

年 度	延件数	更生医療負担額（千円）
18	19,548	342,539
19	23,410	1,699,216
20	28,870	1,857,695
21	32,135	1,879,732
22	34,106	1,993,004

(7) 補装具の給付

身体障害者（児）の身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業活動を容易にする義肢、車いす、補聴器、盲人安全つえ、装具等の給付（交付・修理）を行っている。

平成22年度は延べ4,414件、350,295千円の給付があった。

(8) 日常生活用具の給付（貸付）

重度身体障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるよう、特殊寝台等の日常生活用具（住宅改修費を含む。）を給付（貸与）し、日常生活の便宜を図っている。

平成22年度は延べ25,459件、286,512千円の給付があった。

ア 介護・訓練支援用具……特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド等

イ 自立生活支援用具……入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、歩行支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置等

ウ 在宅療養等支援用具……透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計等

エ 情報意志疎通支援用具…携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障害者用ワープロ（共同利用）、点字図書等

オ 排泄管理支援用具……ストマ装具、紙おむつ、収尿器等

カ 居宅生活動作補助用具…小規模な住宅改修

(9) 苦情処理体制の確保

障害福祉サービスの提供に関する苦情について適切に処理するため、必要に応じて市町村及び青森県運営適正化委員会等と連携を図った。

(10) 障害福祉サービス事業者等に対する指導等の状況

障害福祉サービス利用者の利益保護、障害福祉サービス事業者の運営の適正化を図る観点から障害福祉サービス事業者等に対して指導等を行った。

また、市町村の障害者自立支援給付等事務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村指導を行った。【平成22年度実施市町村数：37市町村】

第18表 集団指導及び実地指導の実施状況

区 分	集団指導実施事業者数		実地指導実施事業者数	
	20年度	21年度	20年度	21年度
障害福祉サービス事業者	692	705	107	54
旧法施設	108	77	46	23
計	800	782	153	77

(11) 障害者自立支援給付費負担金

障害者自立支援法に基づき、障害児者を対象に市町村が支給する介護給付費及び訓練等給付費等に要する費用の25%（法定負担率）に相当する額を負担した。

（40市町村、4,380,389千円）

（内訳）

- ・ 障害福祉サービス費等 4,357,455千円
- ・ 療養介護医療費等 22,934千円
- ・ やむをえない事由による措置 0千円

(12) 障害者地域生活支援事業関係事業

ア 県地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施した。

なお、本事業は、平成18年9月まで実施してきた障害者の社会参加促進事業を統合・再編したものである。

第19表 平成22年度青森県障害者地域生活支援事業実績

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：「障害者110番」運営事業ほか、障害者社会参加推進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2人配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。 22年度相談件数：223件
3. 相談員活動強化事業	県（福祉事務所）	身体障害者・知的障害者相談員研修 実施地区：弘前市、五所川原市、むつ市、八戸市、青森市 実施回数及び参加人員：延5回、延75人
4. スポーツ教室開催事業	県（（財）青森県身体障害者福祉団体連合会に委託）	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、ボウリング教室、健康教室、地区別スポーツ大会（県内10地区）他 22年度参加人員 計1,253人
5. スポーツ大会開催事業		第18回 青森県障害者スポーツ大会 22年8月29日 青森県総合運動公園等
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会開催 12人 中級スポーツ指導員養成研修会派遣 1人

8. 字幕入りビデオカセット ライブラリー事業	県((社)青森県ろうあ協会 及び(社)福聴力障害者情 報文化センターに委託)	利用登録者数：294人, 25団体 貸出件数：159件
9. 指定居宅介護事業者情報 提供事業	県 ((財)青森県身体 障害者福祉団体連合 会に委託)	事業内容：障害者等が都道府県間を移動する 際に、その目的地において必要となるガイド ヘルパーの確保のための調整等を行う。
10. 在宅盲人点字指導事業	県 ((社)青森県視力 障害者福祉連合会に 委託)	在宅の重度視覚障害者（主に中途失明者）に 点字の指導を行う。22年度5人指導
11. 点字競技会		県点字競技会開催：青森市（52人参加）
12. 盲女性家庭生活訓練事業	県 ((財)青森県身体 障害者福祉団体連合 会に委託)	事業内容：料理教室等 実施地区：3地区(青森、弘前、八戸) 実施回数及び参加人員：延9回、延167人
13. 盲青年等社会生活教室開 催事業	県 ((財)青森県身体 障害者福祉団体連合 会に委託)	事業内容：講演会 実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：1回、55人
14. 手話講習会	県 ((社)青森県ろう あ協会に委託)	実施地区：青森・弘前・八戸・五所川原・鶴 田・三沢・東北・むつ 実施回数及び参加人員：延45回、延471人
15. オストメイト社会適応 訓練事業	県 ((財)青森県身体 障害者福祉団体連合 会に委託)	実施地区：青森、弘前、八戸 実施回数及び参加人員：延15回、延342人
16. 音声機能障害者発声 訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延184回、延1,629人
17. 音声機能障害者指導者養成事業		指導者養成人員：3人
18. 点訳奉仕員養成事業	県((社)青森県視力障害 者福祉連合会に委託)	点訳奉仕員17人
19. 朗読奉仕員養成事業		朗読奉仕員6人養成
20. 要約筆記奉仕員養成事業	県 ((社)青森県ろう あ協会に委託)	基礎課程：50時間（全31回） 6人修了 応用課程：34時間（全24回） 15人修了
21. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間（全30回） 21人修了 基礎課程：45時間（全37回） 11人修了
22. 手話通訳者養成事業		基本課程：35時間（全24回） 6人修了 応用・実践課程：55時間（全13回） 2人 修了
23. 手話通訳設置事業	県（一部(社)青森県 ろうあ協会に委託)	設置場所：県障害福祉課（1人） 青森県聴覚障害者情報センター（2人）
24. 手話通訳者等指導者養成 研修	県 ((社)青森県ろう あ協会に委託)	手話指導者研修会「講義編」 受講者53人 手話指導者研修会「実技編」 受講者62人
25. サービス提供者情報提供 等事業		件数 県内11件、県外6件

イ 市町村地域生活支援事業

障害者にとって最も身近な市町村において、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている事業であり、平成22年度は全40市町村で実施した。

なお、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生

(13) 障害者自立支援特別対策事業

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化及び新法への移行促進等を図ることを目的としている事業であり、次のような内容となっている。

第21表 平成22年度障害者自立支援特別対策事業実績

事業名	実施主体	実施状況
1. 事業運営安定化事業	県、市町村	事業内容：旧体系施設の事業基盤の安定と新体系移行後の事業運営を安定化させる。 ○対象施設・事業所数 53か所
2. 通所サービス等利用促進事業	市町村	事業内容：通所サービス及び短期入所において実施する送迎サービスに要する費用を助成する。 ○対象施設・事業所数 93か所
3. 新事業移行促進事業	市町村	事業内容：特定旧法指定施設から新体系事業への移行を行う事業所又は施設が新体系移行に伴うコストの増加等に対応できるよう助成を行い、新体系への移行を促進する。 ○実施市町村 35市町村
4. 地域移行支度経費支援事業	県、市町村	事業内容：入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行う。 ○実施市町村 19市町村
5. 小規模作業所緊急支援事業	県	事業内容：小規模作業所が新たなサービスへ円滑に以降するために必要な経費を助成する。 ○対象小規模作業所 13か所
6. 障害者自立支援基盤整備事業	社会福祉法人等	事業内容：既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる施設の改修等の経費に対し助成を行い、新体系におけるサービスの基盤の整備を図る。 ○建物の増築、改修の経費 6件
7. 一般就労移行等促進事業	社会福祉法人等	事業内容：障害者の職場実習に必要な設備の更新及び施設外就労等を実施する事業所等に対し助成を行い、障害者の一般就労の促進を図る。 ○職場実習・職場見学促進事業 3件 ○施設外就労等による一般就労移行事業 5件 ○職場定着促進支援事業 1件
8. 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業	県、市町村	事業内容：障害者への相談支援の充実強化を図るために、相談支援体制の整備について支援を行う。 ○特別アドバイザー派遣事業 3名配置 ○相談支援発展推進支援事業 1市、11事業所実施

事業名	実施主体	実施状況
9. 相談支援充実・強化事業	市町村	事業内容： 障害者等への障害福祉施策の情報を周知し、相談支援の充実強化を図るために要する経費を助成する。 ○実施市町村 5市町村
10. 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業	市町村	事業内容： 重度訪問介護等の訪問系サービスについて、国が定める市町村に対する国庫負担の上限額となる国庫負担基準を超過する市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。 ○補助対象 2市
11. 移行時運営安定化事業	市町村	事業内容： 特定旧法指定施設及び精神障害者社会復帰施設等から新体系に移行した場合に、新体系移行前の報酬水準を保障することにより、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図る。 ○対象施設・事業所数 21か所
12. オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業	市町村	事業内容： オストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行う。 ○補助対象 3市町
13. 障害者就労訓練設備等整備事業	社会福祉法人等	事業内容： 旧体系施設等が就労移行支援、就労継続支援等の新体系サービスの実施に必要な設備（備品）の整備に対し助成を行う。 ○補助対象 5事業者
14. 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	市町村	事業内容： 地域における障害者に対する情報のバリアフリーを一層促進するため、情報支援機器等の整備や地上デジタル放送の完全移行に伴う緊急支援を行うことにより、障害者への情報支援の充実を図る。 ○補助対象 12市町

2 身体障害者(児)の福祉

(1) 身体障害者手帳の交付状況

平成23年3月31日現在の身体障害者手帳交付者（児）数は60,340人で、県人口に対する割合は、1,000人当たり43.2人となっている。

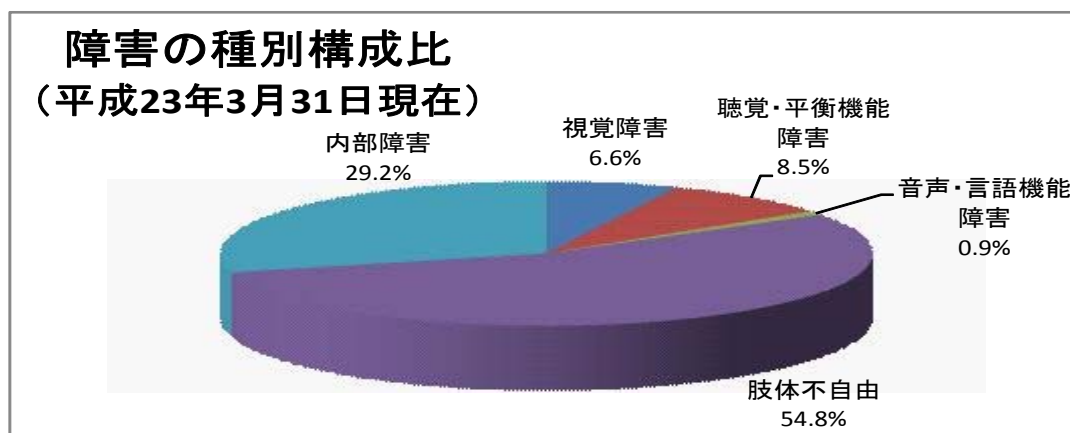
障害種別の構成比を見ると、肢体不自由が54.8%で過半数を占めており、次いで内部障害（29.2%）、聴覚・平衡機能障害（8.5%）、視覚障害（6.6%）、音声・言語機能障害（0.9%）の順となっている。近年の傾向を見ると、内部障害が増加傾向にある一方、視覚障害は減少傾向にある。

また、等級別に見ると、1・2級の重度の身体障害者が全体の54.7%と過半数を占めている。

第22表 身体障害者手帳所持状況

各年度3月31日現在（単位：人）

年度別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18	4,409 (7.3)	5,654 (9.4)	558 (0.9)	33,395 (55.5)	16,203 (26.9)	60,219 (100.0)
19	4,236 (7.0)	5,480 (9.0)	543 (0.9)	33,992 (55.9)	16,518 (27.2)	60,769 (100.0)
20	3,950 (6.8)	5,109 (8.8)	538 (0.9)	32,334 (55.5)	16,308 (28.0)	58,239 (100.0)
21	3,995 (6.7)	5,106 (8.6)	533 (0.9)	32,785 (55.4)	16,831 (28.4)	59,250 (100.0)
22	3,971 (6.6)	5,125 (8.5)	534 (0.9)	33,069 (54.8)	17,641 (29.2)	60,340 (100.0)



第23表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数

各年度3月31日現在(単位:人)

障害別	年度別	等級別						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18	1,757	1,023	314	341	451	523	4,409
	19	1,658	1,022	301	319	435	501	4,236
	20	1,586	976	265	294	390	439	3,950
	21	1,609	1,007	254	290	408	427	3,995
	22	1,594	1,012	248	289	412	416	3,971
聴覚平衡機能障害	18	166	1,614	655	914	42	2,263	5,654
	19	101	1,564	644	942	45	2,184	5,480
	20	102	1,497	618	902	25	1,965	5,109
	21	87	1,497	629	899	30	1,964	5,106
	22	87	1,486	627	966	29	1,930	5,125
音声言語機能障害	18	26	17	350	165	0	0	558
	19	13	25	353	152	0	0	543
	20	20	29	345	144	0	0	538
	21	18	13	348	154	0	0	533
	22	16	19	346	153	0	0	534
肢体不自由	18	10,106	7,729	4,819	6,660	2,849	1,232	33,395
	19	9,940	7,872	5,039	7,036	2,864	1,241	33,992
	20	9,180	7,513	5,029	6,881	2,590	1,141	32,334
	21	9,303	7,465	5,117	7,138	2,607	1,155	32,785
	22	9,312	7,392	5,352	7,374	2,529	1,110	33,069
内部障害	18	10,762	77	2,732	2,632	0	0	16,203
	19	10,931	89	2,775	2,723	0	0	16,518
	20	10,958	86	2,617	2,647	0	0	16,308
	21	11,395	90	2,599	2,747	0	0	16,831
	22	11,972	99	2,639	2,931	0	0	17,641
計	18	22,819	10,458	8,870	10,712	3,342	4,018	60,219
	19	22,643	10,572	9,112	11,172	3,344	3,926	60,769
	20	21,846	10,101	8,874	10,868	3,005	3,545	58,239
	21	22,412	10,072	8,947	11,228	3,045	3,546	59,250
	22	22,981	10,008	9,212	11,713	2,970	3,456	60,340
22年度構成比	%	38.1	16.6	15.3	19.4	4.9	5.7	100

(2) 障害者のスポーツ振興

障害者が体力の維持増強、機能回復訓練及び障害者相互の親睦を目的とするスポーツの振興を図った。

平成22年度は、第10回全国障害者スポーツ大会の北海道・東北予選会（グラウンドソフトボール、車椅子バスケットボール、バレーボール、ソフトボール）へ選手を派遣し、全国大会（千葉県：10月23日～25日）へ57人の選手を派遣した。

(3) 身体障害者相談員の設置

身体障害者の更生援護の相談に応じて必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に対する協力や地域福祉活動の中核となって援護思想の普及に努めている。

その設置状況は昭和45年に75人、47年度から110人、平成12年度からは210人、平成19年度からは176人（中核市を除く。）となっている。

3 知的障害者（児）の福祉

(1) 愛護（療育）手帳の交付状況

平成23年3月31日現在の愛護手帳（療育手帳）交付者数は11,073人で、性別では男58.6%、女41.4%、児者別では児24.1%、者75.9%、障害程度別では重度(A)40.0%、中軽度(B)60.0%となっている。

第24表 愛護手帳交付数

(各年度3月31日現在)

区分 年度	総 数 (人)	性 別		児 者 別		障 害 程 度 別	
		男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)
18	9,947	5,715	4,232	2,032	7,913	4,847	5,100
19	10,262	5,920	4,342	2,072	8,190	4,906	5,356
20	10,656	6,193	4,463	1,905	8,751	5,090	5,566
21	10,889	6,360	4,529	2,132	8,757	4,682	6,207
22	11,073	6,466 (58.6%)	4,587 (41.4%)	2,668 (24.1%)	8,405 (75.9%)	4,430 (40.0%)	6,643 (60.0%)

* ()内は構成比

(2) 障害児等療育支援事業

在宅障害者（児）の地域での生活を支援するため、障害者（児）施設の機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行い、地域の在宅障害者（児）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に現在、県内5か所で実施している。

ア 在宅支援訪問療育等指導事業

(ア) 巡回相談

支援施設に構成された相談・指導班が家庭を訪問する等により、在宅障害者（児）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行う。

(イ) 訪問による健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害者の家庭を訪問し、健康診査、介護等に関する指導・助言や各種の相談を行う。

(平成22年度実績)

実施箇所	巡回相談	健康診査
5か所	216件	0件

イ 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障害者（児）及び保護者に対し、外来の方法により各種の相談・指導を行う。

(平成22年度実績)

実施箇所	外来相談
5か所	3,218件

ウ 施設支援一般指導事業

障害児通園（デイサービス）事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し在宅障害者（児）の療育に関する技術の指導を行う。

(平成22年度実績)

実施箇所	件数
5か所	86件

(3) 知的障害児（通園）施設設置状況

知的障害のある児童を入所（通園）させて、これを保護し、又は治療するとともに自立自活に必要な知識技能を与えることを目的として児童福祉法に基づき設置されており、設置状況は以下のとおりとなっている。

第25表 施設設置状況

(各年度4月1現在)

種別 \ 年度	18	19	20	21	22	23
知的障害児施設	7 460	7 370	7 350	7 350	7 350	7 350
知的障害児通園施設	3 100	3 105	3 105	3 105	3 110	3 110
計	10 560	10 475	10 455	10 455	10 460	10 460

※ 上段：か所数、下段：定

(4) 発達障害者（児）の状況

発達障害者（児）の支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者（児）やその家族からの各種相談に応じるとともに、関係施設・機関に対する普及啓発及び研修等を行っている。（社福）青森県すこやか福祉事業団に委託し、県民福祉プラザ内に開設している。

第26表 支援内容別件数の状況

(単位：延件数)

区分	相談支援	発達支援	就労支援	普及啓発及び研修
18年度	523	359	21	18
19年度	718	354	8	31
20年度	525	169	13	24
21年度	562	74	42	44
22年度	603	94	38	41

4 精神保健福祉対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保するため、精神科病院に対する実地指導及び措置入院患者等に対する実地審査を行っている。また、精神障害者の医療及び保護のために、措置入院等の適切な運用を図るとともに、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするため、通院医療費の公費負担を行っている。

保健所においては、精神保健福祉相談窓口の開設、訪問指導、心の健康づくり教室、社会復帰相談指導及び患者家族会等の育成、援助等の地域精神保健福祉活動を展開している。

また、精神障害者の社会復帰を促進するために、精神障害者社会復帰施設の運営に対する助成のほか、精神障害者社会適応訓練事業等の社会復帰対策を進めており、精神障害者保健福祉手帳交付事業を実施することにより手帳所持者が各種サービスを利用できるよう支援している。

なお、平成13年度から、心の健康づくり対策として、心のヘルスアップ事業を実施し、自殺予防に取り組んでいる他、平成20年度～21年度は自殺対策普及啓発事業、平成21年度からは自殺対策のための地域力支援事業及び自殺対策緊急強化事業を実施している。

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

障害者基本法並びに精神保健福祉法の制定に基づき、精神障害者の保健福祉向上を目的として平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳の交付事業が実施され、平成22年度は760人に交付をした。

第27表 手帳所持状況

各年度末現在

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
交 付 数		7,541	7,497	7,938	8,488	8,546
内	1 級	3,217	3,142	3,274	3,535	3,534
	2 級	3,517	3,610	3,906	4,192	4,236
	訳 3 級	806	745	756	761	776

(2) 精神科病院及び精神障害者入退院の状況

ア 精神科病院の状況

第28表 精神科病院の状況

(平成22年度)

設置主体	国	県	市町	一部事務組合	日赤	公益法人	医療法人	その他の法人	個人	計
病 院 数	1	1	4	1	1	6	10	2	1	27
指 定 病 院 数			2 (20)	1 (20)		2 (20)	4 (40)	1 (10)		10 (110)
応急入院 指定病院		1 (1)				1 (1)	1 (2)			3 (4)

() は指定病床数

第29表 病床整備状況

種別 年度	病 院 数	病 床 数	前年比増減	指定病床数	前年比増減
18	26	4,692	△ 57	110	0
19	26	4,488	△204	110	0
20	27	4,688	131	110	0
21	27	4,499	△120	110	0
22	27	4,577	78	110	0

イ 精神障害者入退院の状況

第30表 入院形態別精神科病院在院状況 (各年12月31日現在)

区分	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院	計
18	18	1,446	2,530	2	3,996
19	15	1,492	2,377	2	3,886
20	27	1,653	2,294	3	3,977
21	13	1,701	2,218	4	3,936
22	19	1,808	2,082	1	3,910

第31表 精神障害者入退院状況 (各年度12月31日現在)

種別 年度	前年末在 院患者数	入 院 患 者 数	退 院 患 者 数					本年末在 院患者数
			全 治	軽 快	未 治	死 亡	計	
18	4,091	5,435	5	4,539	860	144	5,548	3,961
19	3,996	5,270	4	4,407	816	153	5,380	3,886
20	3,886	5,531	1	4,365	896	178	5,440	3,977
21	3,977	6,066	2	4,980	927	198	6,107	3,936
22	3,936	5,730	7	4,661	835	253	5,747	3,910

第32表 精神障害者負担区分の状況 (県内病院入院者) (平成22年12月31日現在)

入 院 患 者 数	費 用 負 担 区 分 内 訳						
	精神保健 福祉法	社会保険 各 法	国民健康 保健法	高齢者医 療確保法	生 活 保 護 法	自 費	そ の 他
3,910	19	253	1,608	1,200	759	5	66
(100%)	(0.5)	(6.5)	(41.1)	(30.7)	(19.4)	(0.1)	(1.7)

第33表 疾病別精神科病院在院患者数

(各年度12月31日現在)

病 名 別		18年	19年	20年	21年	22年
F0 症状性を含む器質性精神障害		886	879	982	994	1,082
再掲	F00 アルツハイマー病の認知症	356	372	428	461	485
	F01 血管性認知症	306	285	288	257	282
	F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	224	222	266	278	315
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害		166	170	171	201	171
再掲	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	159	163	162	195	168
	覚醒剤による精神及び行動の障害	1	1	3	2	0
	アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	6	6	6	4	3
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		2,277	2,316	2,289	2,203	2,163
F3 気分（感情）障害		292	258	207	305	252
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害		90	93	71	67	80
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		6	7	4	6	5
F6 成人の人格及び行動の障害		28	23	31	21	24
F7 精神遅滞【知的障害】		65	66	54	58	64
F8 心理的発達の障害		13	12	12	11	11
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害		7	6	10	13	8
てんかん（F0に属さないものを計上）		56	50	38	44	40
その他		9	6	8	13	10
計		3,996	3,886	3,977	3,936	3,910

【措置入院】

精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条により知事の権限で強制的に入院させる制度である。

第34表 精神保健診察実施状況

年度	種別	申請、通報件数	被診察件数	措置入院件数	措置率(%)
		A		B	B/A
18		76	34	21	27.6
19		57	29	23	40.4
20		108	71	50	46.2
21		84	56	35	41.7
22		80	49	29	36.3

第35表 精神保健診察実施状況

種別 年度	前年度末措置患者数	新規措置者数	措置解除数	年度末措置患者数
18	21	21	25	17
19	17	23	22	18
20	18	50	53	15
21	15	35	37	13
22	14	29	27	16

第36表 措置延件数及び入院費の推移

年 度	措 置 延 件 数	措 置 入 院 費
18	273	42,150千円
19	230	35,405千円
20	331	56,172千円
21	239	43,460千円
22	199	50,390千円

【青森県精神医療審査会】

精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う精神医療審査会（委員15名）を設置している。

平成22年度は、定期の報告等3,218件及び退院等の請求45件について審査を行った。

第37表 青森県精神医療審査会の審査状況（平成22年度）

① 定期の報告等

	審査件数	審査結果件数		
		適 当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出	2,090	2,090	0	0
入院中の 定期報告	医療保護入院	1,097	1,097	0
	措置入院	31	31	0
計	3,218	3,218	0	0

② 退院等の請求

	審査件数	審査結果件数	
		適 当	入院又は処遇は不適當
退 院 の 請 求	44	44	0
処 遇 改 善 の 請 求	1	1	0
計	45	45	0

(3) 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

精神障害者の通院医療を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、通院医療に要する費用を公費で一部負担しているが、通院延件数、承認実人員からみると、その制度を活用する精神障害者は年々増えている。

第38表 公費負担通院延件数と通院医療費の推移

年 度	通 院 延 件 数	通 院 医 療 費
18	188,355	1,949,014千円
19	200,067	2,082,460千円
20	206,612	2,154,624千円
21	212,359	2,359,549千円
22	234,181	2,559,329千円

【通院医療費等判定会】

通院患者の医療費公費負担の適否を審査するため、精神保健福祉センターにおいて通院医療費等判定会を月2回開催し、精神障害者の医療に万全を期すこととしている。

第39表 病名別承認件数内訳（通院医療費等判定会分）

病 名 別	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
F0 症状性を含む器質性精神障害	301	2.2	265	1.9	313	2.1
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	481	3.6	404	2.9	483	3.3
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	7,180	53.3	7,162	52.2	7,365	50.2
F3 気分（感情）障害	3,345	24.8	3,727	27.2	4,141	28.2
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	307	2.3	377	2.8	467	3.2
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	22	0.2	22	0.2	31	0.2
F6 成人の人格及び行動の障害	132	1.0	129	0.9	128	0.9
F7 精神遅滞【知的障害】	266	2.0	244	1.8	268	1.8
F8 心理的発達の障害	54	0.4	69	0.5	97	0.7
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	24	0.2	18	0.1	33	0.2
てんかん（F0に属さないものを計上）	1,349	10.0	1,310	9.5	1,349	9.2
合 計	13,461	100.0	13,727	100.0	14,675	100.0

(4) 精神保健福祉相談と指導

ア 各保健所の相談事業

県内6保健所に精神科嘱託医を配置し、精神保健福祉についての相談指導を行っている。

また、随時相談（電話・来所）にも対応している。

第40表 一般相談指導

(平成22年度)

保健所名	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
回数	7	16	11	12	12	12	70
延件数	112	493	409	227	535	223	1,999

イ 精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士

精神保健福祉活動の推進を図るため、保健所及び精神保健福祉センターにおいて精神保健福祉相談員による指導を行っており、平成22年度は、精神保健福祉相談員として保健所及び精神保健福祉センターに37人を配置した。

また、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う専門職として、平成10年4月から精神保健福祉士の資格制度が創設され、県は、平成23年3月末現在で18人の有資格者を配置している。

第41表 保健所等別精神保健福祉相談員数

(平成22年度)

保健所等名	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	精神保健福祉センター	計
人数	5	6	6	8	5	4	3	37

ウ 訪問指導

保健所では、本人の状況、家庭環境、社会環境等の実情を把握しながら、医療の継続又は受入れについての相談指導、生活指導、職業に関する指導の訪問指導を行っている。

第42表 保健所別訪問指導実績

(平成22年度) (延件数)

	東	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
一般 (アルコール含む)	7	113	104	37	51	56	368
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0
職親事業	14	5	4	20	2	8	53
計	21	118	108	57	53	64	421

(5) 心の健康づくり事業

地域住民が心の健康に関心をもち、うつ病等の精神面の健康障害に対処できるよう、地域住民、民生委員、保健協力員等を対象に精神科専門医師等を講師とする心の健康づくり教室を全保健所で開催している。

第43表 心の健康づくり事業実施状況（平成22年度）

保 健 所 名	東	弘 前	八 戸	五所川原	上十三	む つ	計
開催回数（回）	1	6	1	2	11	2	23
受講人員（人）	21	352	8	43	695	72	1,191

(6) 精神障害者社会適応訓練事業

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を事業所に一定期間通所することにより社会生活適応のための訓練を実施している。

第44表 精神障害者社会適応訓練事業（平成22年度）

登 録 事業所数	委 託 事業所数	訓 練 実 施 状 況					
		訓 練 延 日 数	社会復帰 した者	そ の 他 (中断等)	訓 練 継 続 者	訓 練 者 実 数	社 会 復 帰 率
165ヶ所	30ヶ所	3,981日	13人	9人	17人	39人	60%

(7) 旧精神障害者社会復帰施設の設置状況

精神障害者の自立及び社会経済活動の参加の促進を図ることを目的とする精神障害者社会復帰施設に対して運営費補助金を交付した。

なお、精神障害者社会復帰施設は、障害者自立支援法の施行により、従来の根拠法であった精神保健福祉法から設置根拠条文が削除され、国の定めるところに従い、精神障害者福祉ホームA型及び精神障害者地域生活支援センターは平成18年10月1日より、それ以外の施設は平成23年度末の経過措置期間中に障害者自立支援法に定める新事業体系へ移行することとなる。

平成23年4月1日時点で、精神障害者生活訓練施設5か所、精神障害者通所授産施設4か所、精神障害者小規模通所授産施設3か所、精神障害者福祉工場1か所、精神障害者福祉ホームB型1か所が、障害者自立支援法の定める新事業体系へ移行済みである。

第45表 旧精神障害者社会復帰施設の設置状況

(毎年度4月1日現在)

種別	年度	19	20	21	22	23
精神障害者生活訓練施設		9	9	8	6	4
		180	180	160	120	80
精神障害者授産施設 (通所)		5	5	5	4	1
		100	100	100	80	20
精神障害者授産施設 (入所)		2	2	2	2	1
		60	60	60	60	30
精神障害者授産施設 (小規模通所)		5	4	4	3	1
		91	76	76	57	19
精神障害者福祉ホーム (B型を含む)		4	4	4	4	3
		80	80	80	80	60
精神障害者福祉工場			-	-	-	-
精神障害者地域生活支援センター			-	-	-	-
		-	-	-	-	-
計		25	24	23	19	10
		511	496	476	397	190

(上段:か所数、下段:定員数)

(8) 老人性認知症センター及び認知症疾患医療センター

認知症患者等に関する専門医療相談や保健・医療・福祉関係者に対する技術援助等を実施し、保健・医療・福祉サービスの向上を図るため、老人性認知症センターとして精神科を有する総合病院等を指定している。

なお、平成21年4月から、県立つくしが丘病院が、老人性認知症センターの機能に加え、合併症・周辺症状への急性期対応等の「専門医療機関として機能」や、研修会の開催等の「地域連携としての機能」を強化した認知症疾患医療センターに移行している。

第46表 老人性認知症センター及び認知症疾患医療センター指定状況

圏域	医療機関名	指定開始年月日	備考
青森	県立つくしが丘病院	H 3. 4. 1	H21. 4. 1 認知症疾患医療センターへ移行
津軽	藤代健生病院	H15. 4. 1	
八戸	八戸市立八戸市民病院	H 2. 4. 1	H19. 8. 31付け廃止
西北五	西北中央病院	H 4. 4. 1	H22. 1. 31付け廃止
上十三	十和田市立中央病院	H 6. 4. 1	
下北	むつ総合病院	H 5. 4. 1	

※ 指定期間は、1年間であり、次年度以降自動更新となる。

(9) 精神科救急医療システム整備事業

入院中心から在宅での通院医療に重点が置かれるようになった精神科医療において、夜間・休日など緊急時における適切な医療を確保するため、病院群輪番制により精神科救急医療施設を確保し、精神科救急医療体制を整備するもので、平成11年度から実施している。

第47表 病院群輪番制（平成22年度）

ブロック	精神科救急医療施設	運営時間
青森ブロック	青森県立つくしが丘病院 浅虫温泉病院 芙蓉会病院 生協さくら病院	夜間 午後5時～翌日午前9時 休日 午前9時～午後5時
津軽ブロック	弘前愛成会病院 藤代健生病院 黒石あけぼの病院	
八戸ブロック	松平病院 湊病院 みちのく記念病院 八戸赤十字病院 八戸市立市民病院 さくら病院	
西北五ブロック	五所川原市立西北中央病院 布施病院	
上十三ブロック	十和田市立中央病院 十和田済誠会病院 高松病院 三沢聖心会病院	
下北ブロック	むつ総合病院	

第48表 対応件数（平成22年度）

総数	電話相談	外来受診	入院
1,467	393	787	287

【精神科救急医療情報システム整備事業】

精神病床を有する医療機関の空床情報等を速やかに把握することにより、精神科救急医療システムの円滑な運営を図っている。

平成12年12月から青森県救急医療情報システム（医療薬務課所管）に精神科の応需情報を付加することにより実施している。

(10) 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者等に対し、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発、研修等を行うとともに高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的に財団法人黎明郷に委託し実施している。

第49表 平成22年度 相談支援状況

合計	相談数（実数）	
	本人	家族・その他
187件（21）	17件（1）	170件（20）

(11) 精神障害者家族会の育成

精神障害者の社会復帰については、各種施設の整備の充実とともに地域社会における理解、援助が必要であるが、そのための支援システムの中核となる精神障害者家族会の結成を指導している。

第50表 精神障害者家族会の設立状況（単位家族会）（平成23年3月31日現在）

区分	保健所	青森	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
箇所数		8	10	8	7	7	3	43

【回復者家族交流事業】

青森県精神保健福祉会連合会及び青森県精神障害者社会復帰施設協会への委託事業として、精神障害者の家族及び回復者を対象に家族学習交流会、研修会及び回復者交流会を開催している。

(12) 自殺対策

ア 本県の現状

本県の自殺率は平成15年をピークに年々減少傾向がみられ、平成18年には、全国ワースト2位から第6位と改善が見られた。

しかし、平成19年からは再び増加に転じ、平成21年の自殺率は全国ワースト2位となっている。平成22年は、自殺者数が403人となり、前年より73人減少し、全国ワースト3位となっている。年齢階級別では、40歳から59歳までの男性及び65歳以上の高齢者の死亡が多い状況となっている。

第51表 自殺の死亡数・死亡率の推移

区分	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	
青森県	男性	334	49.9	373	56.4	353	54.1	359	55.6	297	46.2
	女性	107	14.3	96	12.9	120	16.3	117	16.0	106	14.6
	総数	441	31.1	469	33.4	473	34.1	476	34.6	403	29.4
	順位	6		3		2		2		3	
全国	男性	21,419	34.8	22,007	35.8	21,546	35.1	22,189	36.2	21,008	34.1
	女性	8,502	13.2	8,820	13.7	8,683	13.5	8,518	13.2	8,516	13.1
	総数	29,921	23.7	30,827	24.4	30,229	24.0	30,707	24.4	29,524	23.4

第52表 壮年期男性及び高齢者の自殺死亡数の推移

40歳～59歳までの男性の死亡

区分	人数	対前年比	対全死亡比
平成18年	154	76.2%	34.9%
平成19年	175	113.6%	37.3%
平成20年	148	84.6%	31.3%
平成21年	158	106.8%	33.2%
平成22年	150	94.9%	37.2%

65歳以上の高齢者の死亡

区分	人数	対前年比	対全死亡比
平成18年	127	88.8%	28.8%
平成19年	150	118.1%	32.0%
平成20年	151	100.7%	31.9%
平成21年	138	91.4%	29.1%
平成22年	135	97.8%	33.5%

イ 自殺対策緊急強化事業

本事業は、自殺者数が、平成10年以降11年連続3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策力の強化を図ることを目的とし、「地域自殺対策緊急強化基金」（内閣府）を都道府県に造成し、平成21年度から23年度までの3年間で実施する。

本県においては、様々な人々や組織が密接につながり合う相談体制の整備やそのための人材育成、悩んでいる人の身近な目線で自殺対策に取り組むボランティアや民間団体の活動を支援しつつ、これらの人々や組織がつながりあって総合的な自殺対策を推進するための普及啓発や地域ネットワークの構築を図ることを目的に実施することとし、平成22年度は以下の事業を実施した。

(ア) 対面型相談支援事業

- ① ハローワークにおいて、弁護士・司法書士による法律相談、ハローワークにおける対面型相談支援事業を実施した。
- ② 県民が抱えている法的な問題に関する解決の第一歩を手助けするため、弁護士・司法書士による法律相談を実施した。
- ③ 「心の相談窓口ネットワーク」電話番号一覧表の作成・配布と相談員の情報交換及び研修会を実施した。

(イ) 電話相談支援事業

あおもりのちの電話の電話相談事業等を支援した。

(ロ) 人材育成事業

市町村自殺対策担当課長のための自殺対策塾、青森県医師会に委託しゲートキーパー養成研修等を開催した。

(ハ) 普及啓発事業

世界自殺予防デーフォーラムの開催やテレビ、ラジオ、新聞による自殺防止の普及啓発を行った。

(ニ) 強化モデル事業

- ① 県内17市町村において、お日様キャラバン（自殺防止演劇「お日様の匂い」の上演等）を実施した。
- ② 自殺を理由とした精神障害者保健福祉手帳返還者等の家族のインタビュー等の情報から自殺対策に係る保健所の役割等について検討した。

ウ 地域自殺予防情報センター事業

精神保健福祉センターにおいて、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等を支援するための事業を実施した。

5 その他の障害者福祉制度

(1) 特別障害者手当等の給付

20歳以上で日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者を対象に特別障害者手当が支給され、また、20歳未満の児童で日常生活において常時介護を要する在宅の障害児を対象に障害児福祉手当が支給される。

さらに、従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給することができない場合は、今までどおり福祉手当が支給される。

- 特別障害者手当 月額 26,340円（平成23年4月分～）
- 障害児福祉手当 月額 14,330円（ ” ）
- 福祉手当（経過措置分） 月額 14,330円（ ” ）

第53表 特別障害者手当等受給人員、金額（単位：人、千円）

年 度	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当（経過措置分）	
	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）
18	2,093	664,403	1,071	184,989	131	22,648
19	2,064	654,388	1,133	195,510	119	20,492
20	2,085	661,255	1,170	201,817	113	19,474
21	2,056	652,459	1,168	201,679	111	19,182
22	2,150	682,442	1,163	200,716	93	16,163

(2) 重度心身障害者の医療費の助成

市町村が行う重度心身障害者医療費助成事業に対し、県が2分の1を補助し、重度心身障害者の健康の保持、増進を図っている。

なお、住民税課税世帯の方について外来診療は、12,000円、入院診療は44,400円を1か月当たりの上限として、医療費の1割を負担することとしている。

（市町村民税非課税世帯は自己負担なし）

第54表 重度心身障害者の医療費助成金額等

年 度	受給者証交付数	医療費給付金額（千円）	県補助金額（千円）
18	29,382	1,898,496	919,010
19	22,619	1,856,826	892,727
20	22,402	1,848,661	896,692
21	21,893	1,754,646	876,777
22	22,134	1,734,690	865,892

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）の保護者の相互扶助の精神に基づいて、将来独立して自活することが困難と認められる心身障害者（児）の経済的な保障を行う共済制度として昭和45年に発足したが、その加入及び年金等の受給状況は次のとおりである。

第55表 心身障害者扶養共済制度加入数及び年金等支給状況 (各年度3月31日現在)

区分 年度	加入者総数			知的障害者			身体障害者				その他	年金受給者	弔慰金受給者
	男	女	計	重 度	中・ 軽 度	計	一 級	二 級	三 級	計			
18	475	330	805	263	295	558	87	104	25	216	31	473	7
19	474	328	802	256	293	549	93	98	25	216	37	494	6
20	447	305	752	236	281	517	87	93	23	203	32	512	7
21	436	285	721	229	269	498	85	87	21	193	30	539	3
22	416	271	687	220	256	476	80	83	19	182	29	549	2

(4) 障害者就業・生活支援事業

障害者雇用促進法に基づき県が指定する障害者就業・生活支援センターに生活支援担当職員を配置し、就職や職場定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及び日常生活に必要な支援を行っている。

平成22年度は5か所で実施し、対象登録者数は1,001人である。

支援内容	電 話	家庭訪問	職場訪問	来 所	他機関訪問	そ の 他
延べ回数	5,485	328	679	1,632	1,049	408